

医 第 466 号
令和6年5月 1日

各老人保健施設開設者
各介護老人福祉施設開設者 } 殿

山梨県福祉保健部長
(公 印 省 略)

令和6年度「フェスタ看護」事業の実施について（依頼）

平素から看護普及事業に御支援をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から別添（写）のとおり、令和6年度「看護の日」及び「看護週間」の実施について通知がありました。

県においても、広く県民に看護に対する理解を深めるため、公益社団法人山梨県看護協会及び一般社団法人日本精神科看護協会山梨県支部と実行委員会を組織し、別紙「令和6年度フェスタ看護事業実施要綱」に基づき各種事業を展開することといたしました。

つきましては、この事業の趣旨を御理解いただき、事業への参加及び推進について特段の御配慮をお願い申し上げます。

山梨県福祉保健部医務課看護担当
TEL 055-223-1484
FAX 055-223-1486